

委員会提出議案第2号

石垣市議会会議規則の一部を改正する規則

このことについて、石垣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和6年6月17日

提出者 議会運営委員会

委員長 仲間 均

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

全国市議会議長会の標準会議規則の改正に伴い、議会における手続について情報通信技術を利用した方法により行うこと、また文言等の整理を行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 石垣市議会会議規則の一部を改正する規則

石垣市議会会議規則（平成3年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「、参考人」を「及び参考人」に、「第166条」を「第166条・第166条の2」に、「第168条」を「第167条の2 - 第168条」に改める。

第3条中「また」を「、また」に改める。

第4条第3項、「はかつて」を「諮って」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」を「認めるときは、会議に宣告することにより」に改め、「はかつて」を「諮って」に改め、同第3項中「電鈴」を「号鈴」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条第1項及び同第2項中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条「再び」を「、再び」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第18条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条中「かえる」を「代える」に改める。

第21条中「認めるとき、又は」を「認めるとき又は」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第24条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第27条中「（選挙の宣告）」を「（（選挙の宣告））」に改める。

第29条を次のように改める。

（投票）

第 29 条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

第 31 条第 3 項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 35 条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 37 条第 1 項中「（請願の委員会付託）」を「（（請願の委員会付託））」に、「聞き」を「聴き」に改め、同条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 38 条中「まって」を「待って」に改める。

第 39 条の見出しを「委員長の報告及び少数意見者の報告」を「委員長及び少数意見の報告」に改め、同条第 1 項中「ついで」を「次いで」に改め、同条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 44 条第 2 項中「（付託事件を議題とする時期）」を「（（付託事件を議題とする時期））」に、「会議」を「議会」に、「するものとする」を「することができる」に改める。

第 45 条第 2 項中「特に必要があると認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第 50 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 55 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 57 条第 2 項及び第 60 条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 63 条第 2 項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第 64 条中「（質疑の回数）」を「（（質疑の回数））」に、「（質疑又は討論の終結）」を「（（質疑又は討論の終結））」に改める。

第 66 条中「かえる」を「代える」に改める。

第 67 条及び第 70 条第 1 項中「とろうとするとき」を「採ろうとするとき」に改める。

第 70 条第 2 項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第 71 条第 1 項中「とる」を「採る」に改める。

第74条中「(議場の出入口閉鎖)」を「((議場の出入口閉鎖))」に、「(投票用紙の配付及び投票箱の点検)」を「((投票用紙の配付及び投票箱の点検))」に、「(投票)」を「((投票))」に、「(投票の終了)」を「((投票の終了))」に、「(開票及び投票の効力)」を「((開票及び投票の効力))」に、「(選挙結果の報告)」を「((選挙結果の報告))」に、「(選挙関係書類の保存)」を「((選挙関係書類の保存))」に改める。

第76条中「はかること」を「諮ること」に、「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第77条第1項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第77条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第9節の見出し中「、参考人」を「及び参考人」に改める。

第80条第1項中「聞こうとする」を「聴こうとする」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第84条第2項中「第81条」を「第81条((公述人の発言))」に、「第82条」を「第82条((議員と公述人の質疑))」に、「第83条」を「第83条((代理人又は文書による意見の陳述))」に改める。

第85条第1項中「記載し、又は記録する事項」を「記載する事項」に改める。

第85条第2項中「速記法による速記又は録音テープ及び要点記録等」を「速記法その他議長が適当と認める方法」改める。

第86条を次のように改める。

(会議録の配付)

第86条 会議録は、議員及び関係者に配付する。

第88条中「(会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第96条及び第99条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければなら

い。

第 114 条及び第 116 条第 1 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 117 条第 1 項中「委員でない議員」を「委員でない議員（以下この条において「委員外議員という。」）」に、「聞く」を「聴く」に改め、同条第 2 項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改める。

第 119 条第 2 項及び第 122 条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 125 条の見出し中「朗読」を「配付」に改め、同条中「職員をして朗読させることができる」を「その写しを委員に配付する」に改め、次のただし書きを加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配付に代えることができる。

第 126 条第 6 項中「はかり」を「諮り」に改める。

第 128 条及び第 131 条第 1 項中「とろうとするとき」を「採ろうとするとき」に改める。

第 131 条第 2 項中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第 132 条第 1 項中「とる」を「採る」に改める。

第 135 条中「（投票用紙の配付及び投票箱の点検）」を「（（投票用紙の配付及び投票箱の点検））」に、「（投票）」を「（（投票））」に、「（投票の終了）」を「（（投票の終了））」に、「（開票及び投票の効力）」を「（（開票及び投票の効力））」に、「（選挙結果の報告）」を「（（選挙結果の報告））」に改める。

第 137 条中「はかること」を「諮ること」に改め、「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第 138 条第 1 項中「とる」を「採る」に、「はかつて」を「諮って」に改め、同条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 139 条第 1 項中「、請願者」を「並びに請願者」に改め、同条第 2 項中「請願を」を「前項の請願を」に改め、同条第 4 項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後にお

いては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する。」に改める。

第143条第1項中「意見を付け、議長に」を「議長に」に改め、同条第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第144条中「これを請求しなければならない」を「、これを請求しなければならない」に改める。

第145条中「類するものは議員に参考送付する。ただし、議長が必要と認めるものは、請願書の例により処理することができる」を「類するもので議長が必要と認めるものは、請願書の例により処理するものとする」に改める。

第146条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第149条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を「（（議案等の説明、質疑及び委員会付託））」に、「第2項」を「第3項」に改める。

第150条を次のように改める。

（決定の通知）

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「、外套、襟巻、杖」を「、コート、マフラー」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

第 157 条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第 159 条中「すべて」を「全て」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第 160 条第 2 項中「（秘密の保持）」を「（（秘密の保持））」に改める。

第 161 条の見出し中「調査」を「審査」に改め、同条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を「（（議案等の説明、質疑及び委員会付託））」に、「第 2 項」を「第 3 項」に、「議決することは」を「議決することが」に改める。

第 161 条の次に次の 1 条を加える。

（代理弁明）

第 161 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第 167 条の次に次の 2 条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第 167 条の 2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする

場合に限る。

- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条((日程の作成及び配付))、第66条((答弁書の配付))、第86条((会議録の配付))、第125条((答弁書の配付))、第140条((請願文書表の作成及び配付))第1項及び第141条((請願の委員会付託))第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報

処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第167条の3 この規則の規定（第28条（（投票用紙の配付及び投票箱の点検））第1項（第74条（（選挙規定の準用））において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第168条中「はかつて」を「諮って」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石垣市議会会議規則の一部を改正する規則 対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章</p> <p>第1節～第8節 (略)</p> <p>第9節 <u>公聴会、参考人</u></p> <p>第10節 (略)</p> <p>第2章～第6章 (略)</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場 (第166条 _____)</p> <p>第8章 (略)</p> <p>第9章 補則 (_____ 第168条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章</p> <p>第1節～第8節 (略)</p> <p>第9節 <u>公聴会及び参考人</u></p> <p>第10節 (略)</p> <p>第2章～第6章 (略)</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場 (第166条・第166条 <u>の2</u>)</p> <p>第8章 (略)</p> <p>第9章 補則 (第167条の2—第168条)</p> <p>附則</p>
第1章 会議	第1章 会議
第1節 総則	第1節 総則
(宿所又は連絡所の届出)	(宿所又は連絡所の届出)
第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも <u>また</u> 同様とする。	第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、 <u>また</u> 同様とする。
(議席)	(議席)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて議席を変更することができる。	3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができる。
4 (略)	4 (略)
(会期中の閉会)	(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件を <u>すべて</u> 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。	第7条 会議に付された事件を <u>全て</u> 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。
(会議時間)	(会議時間)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 議長は、必要があると <u>認めるときは</u> ____、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用い <u>ないで</u> 会議に <u>はか</u> って決める。	2 議長は、必要があると <u>認めるときは</u> 、 <u>会議に宣告することにより</u> 、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用い <u>ないで</u> 会議に <u>諮</u> って決める。
(新設)	<u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u>
<u>3</u> 会議の開始は、 <u>電鈴</u> で報ずる。	<u>4</u> 会議の開始は、 <u>号鈴</u> で報ずる。
第2節 議案及び動議	第2節 議案及び動議
(議案の提出)	(議案の提出)
第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を <u>そなえ</u> 、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。	第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を <u>備え</u> 、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。
2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を <u>そなえ</u> 、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。	2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を <u>備え</u> 、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。
(一事不再議)	(一事不再議)
第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は <u>再</u> び提出することができない。	第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、 <u>再</u> び提出することができない。
(修正の動議)	(修正の動議)
第17条 修正の動議は、その案を <u>そなえ</u> 、法第115条の3の規定	第17条 修正の動議は、その案を <u>備え</u> 、法第115条の3の規定

によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。	によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。
(先決動議の表決の順序)	(先決動議の表決の順序)
第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議はかかって決める。	第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。
(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)	(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)
第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。	第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。
2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。	2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。
3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。	3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。
第3節 議事日程	第3節 議事日程
(日程の作成及び配付)	(日程の作成及び配付)
第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付にかえることができる。	第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付に代えることができる。
(日程の順序変更及び追加)	(日程の順序変更及び追加)
第21条 議長が必要があると認めるとき、_____又は議員から	第21条 議長が必要があると認めるとき <u>(削除)</u> 又は議員から

動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議には <u>は</u> かつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。	動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に <u>諮</u> って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。
(日程の終了及び延会)	(日程の終了及び延会)
第 24 条 (略)	第 24 条 (略)
2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議には <u>は</u> かつて延会することができる。	2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に <u>諮</u> って延会することができる。
第 4 節 選挙	第 4 節 選挙
(議場の出入口閉鎖)	(議場の出入口閉鎖)
第 27 条 投票による選挙を行うときは、議長は、第 205 条 ( <u>選挙の宣告</u> ) の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。	第 27 条 投票による選挙を行うときは、議長は、第 205 条 ( <u>(選挙の宣告)</u> ) の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。
(投票)	(投票)
第 29 条 <u>議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。</u>	第 29 条 <u>議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。</u>
(開票及び投票の効力)	(開票及び投票の効力)
第 31 条 (略)	第 31 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 投票の効力は、立会人の意見を <u>聞いて</u> 議長が決定する。	3 投票の効力は、立会人の意見を <u>聴いて</u> 議長が決定する。
(新設)	4 <u>投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u>
第 5 節 議事	第 5 節 議事
(一括議題)	(一括議題)
第 35 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を	第 35 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を

一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 2 人以上から異議があるときは、討論を用い <u>ないで会議にはか</u> って決める。	一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 2 人以上から異議があるときは、討論を用い <u>ないで会議に諮</u> って決める。
(議案等の説明、質疑及び委員会付託)	(議案等の説明、質疑及び委員会付託)
第 37 条 会議に付する事件は、第 141 条 <u>(請願の委員会付託)</u> に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を <u>聞き</u> 、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。	第 37 条 会議に付する事件は、第 141 条 <u>((請願の委員会付託))</u> に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を <u>聴き</u> 、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。
2 (略)	2 (略)
3 前 2 項における提出者の説明及び第 1 項における委員会の付託は、討論を用い <u>ないで会議にはか</u> って省略することができる。	3 前 2 項における提出者の説明及び第 1 項における委員会の付託は、討論を用い <u>ないで会議に諮</u> って省略することができる。
(付託事件を議題とする時期)	(付託事件を議題とする時期)
第 38 条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を <u>ま</u> って議題とする。	第 38 条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を <u>待</u> って議題とする。
(委員長の報告及び少数意見者の報告)	(委員長 及び少数意見 の報告)
第 39 条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、 <u>ついで</u> 少数意見者が少数意見の報告をする。	第 39 条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、 <u>次いで</u> 少数意見者が少数意見の報告をする。
2 (略)	2 (略)
3 第 1 項の報告は、討論を用い <u>ないで会議にはか</u> って省略することができる。	3 第 1 項の報告は、討論を用い <u>ないで会議に諮</u> って省略することができる。
4 (略)	4 (略)
(委員会の審査又は調査期限)	(委員会の審査又は調査期限)
第 44 条 (略)	第 44 条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第 38 条 <u>(付託事件を議題とする時期)</u> の規定にかかわらず、 <u>会議</u> において審議するものとする。	2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第 38 条 <u>((付託事件を議題とする時期))</u> の規定にかかわらず、 <u>議会</u> において審議することができる。
(委員会の中間報告)	(委員会の中間報告)
第 45 条 (略)	第 45 条 (略)
2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは _____、中間報告をすることができる。	2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、 <u>議会の承認を得て</u> 、中間報告をすることができる。
第 7 節 発言	第 7 節 発言
(発言の許可等)	(発言の許可等)
第 50 条 発言は、 <u>すべて</u> 議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。	第 50 条 発言は、 <u>全て</u> 議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。
2 (略)	2 (略)
(発言の通告をしない者の発言)	(発言の通告をしない者の発言)
第 52 条 発言の通告をしない者は、通告した者が <u>すべて</u> 発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。	第 52 条 発言の通告をしない者は、通告した者が <u>全て</u> 発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(発言内容の制限)	(発言内容の制限)
第 55 条 発言は、 <u>すべて</u> 簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。	第 55 条 発言は、 <u>全て</u> 簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(発言時間の制限)	(発言時間の制限)
第 57 条 (略)	第 57 条 (略)

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い <u>ないで会議にはか</u> って決める。	2 議長の定めた時間の制限について、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い <u>ないで会議に諮</u> って決める。
(質疑又は討論の終結)	(質疑又は討論の終結)
第 60 条 (略)	第 60 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用い <u>ないで会議にはか</u> って決める。	3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用い <u>ないで会議に諮</u> って決める。
(緊急質問等)	(緊急質問等)
第 63 条 (略)	第 63 条 (略)
2 前項の同意については、議長は、討論を用い <u>ないで会議にはか</u> らなければならない。	2 前項の同意については、議長は、討論を用い <u>ないで会議に諮</u> らなければならない。
3 (略)	3 (略)
(準用規定)	(準用規定)
第 64 条 質問については、第 56 条 <u>(質疑の回数)</u> 及び第 60 条 <u>(質疑又は討論の終結)</u> の規定を準用する。	第 64 条 質問については、第 56 条 <u>((質疑の回数))</u> 及び第 60 条 <u>((質疑又は討論の終結))</u> の規定を準用する。
(答弁書の配付)	(答弁書の配付)
第 66 条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配付に <u>かえる</u> ことができる。	第 66 条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配付に <u>代える</u> ことができる。
第 8 節 表決	第 8 節 表決
(表決問題の宣告)	(表決問題の宣告)
第 67 条 議長は、表決を <u>とろうとする</u> ときは、表決に付する問題を宣告する。	第 67 条 議長は、表決を <u>採ろうとする</u> ときは、表決に付する問題を宣告する。
(起立又は挙手による表決)	(起立又は挙手による表決)

第 70 条 議長が表決を <u>とろうとする</u> ときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。	第 70 条 議長が表決を <u>採ろうとする</u> ときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。
2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を <u>とらなければならない</u> 。	2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を <u>採らなければならない</u> 。
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
(投票による表決)	(投票による表決)
第 71 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 2 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を <u>とる</u> 。	第 71 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 2 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を <u>採る</u> 。
2 (略)	2 (略)
(選挙規定の準用)	(選挙規定の準用)
第 74 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 27 条 <u>(議場の出入口閉鎖)</u> 、第 28 条 <u>(投票用紙の配付及び投票箱の点検)</u> 、第 29 条 <u>(投票)</u> 、第 30 条 <u>(投票の終了)</u> 、第 31 条 <u>(開票及び投票の効力)</u> 、第 32 条 <u>(選挙結果の報告)</u> 第 1 項及び第 33 条 <u>(選挙関係書類の保存)</u> の規定を準用する。	第 74 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 27 条 <u>((議場の出入口閉鎖))</u> 、第 28 条 <u>((投票用紙の配付及び投票箱の点検))</u> 、第 29 条 <u>((投票))</u> 、第 30 条 <u>((投票の終了))</u> 、第 31 条 <u>((開票及び投票の効力))</u> 、第 32 条 <u>((選挙結果の報告))</u> 第 1 項及び第 33 条 <u>((選挙関係書類の保存))</u> の規定を準用する。
(簡易表決)	(簡易表決)
第 76 条 議長は、問題について異議の有無を会議に <u>はか</u> ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決を <u>とらなければならない</u> 。	第 76 条 議長は、問題について異議の有無を会議に <u>諮</u> ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決を <u>採らなければならない</u> 。

(表決の順序)	(表決の順序)
第 77 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を <u>とらなければならない</u> 。	第 77 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を <u>採らなければならない</u> 。
2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を <u>とる</u> 。ただし、表決の順序について出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い <u>ない</u> で会議には <u>か</u> って決める。	2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を <u>採る</u> 。ただし、表決の順序について出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い <u>ない</u> で会議に <u>諮</u> って決める。
3 修正案が <u>すべて</u> 否決されたときは、原案について表決を <u>とる</u> 。	3 修正案が <u>全て</u> 否決されたときは、原案について表決を <u>採る</u> 。
第 9 節 公聴会、 <u>参考人</u>	第 9 節 公聴会 <u>及び参考人</u>
(公述人の決定)	(公述人の決定)
第 80 条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、 <u>あらかじめ文書で</u> 申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。	第 80 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、 <u>前条の規定によりあらかじめ</u> 申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。
2 (略)	2 (略)
(参考人)	(参考人)
第 84 条 (略)	第 84 条 (略)
2 参考人については、第 81 条_____、第 82 条_____及び第 83 条_____の規定を準用する。	2 参考人については、第 81 条 <u>((公述人の発言))</u> 、第 82 条 <u>((議員と公述人の質疑))</u> 及び第 83 条 <u>((代理人又は文書による意見の陳述))</u> の規定を準用する。
第 10 節 会議録	第 10 節 会議録
(会議録の記載事項)	(会議録の記載事項)
第 85 条 会議録に <u>記載し、又は記録する事項</u> は、次のとおりとする。	第 85 条 会議録に <u>記載する事項</u> _____は、次のとおりとする。

(1)～(15) (略)	(1)～(15) (略)
2 議事は、 <u>速記法による速記又は録音テープ及び要点記録等</u> によって記録する。	2 議事は、 <u>速記法その他議長が適当と認める方法</u> によって記録する。
(会議録の配付)	(会議録の配付)
第 86 条 <u>会議録は、議員及び関係者に配付(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)する。</u>	第 86 条 <u>会議録は、議員及び関係者に配付する。</u>
(会議録に掲載しない事項)	( 会議録に掲載しない事項)
第 87 条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 65 条 <u>(発言の取消し又は訂正)</u> の規定により取り消した発言は、掲載しない。	第 87 条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 65 条 <u>((発言の取消し又は訂正))</u> の規定により取り消した発言は、掲載しない。
(会議録署名議員)	(会議録署名議員)
第 88 条 会議録に署名する議員 <u>(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第 123 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員)</u> は、2 人とし、議長が会議において指名する。	第 88 条 会議録に署名する議員 <u>(削除)</u> _____は、2 人とし、議長が会議において指名する。
第 2 章 委員会	第 2 章 委員会
第 2 節 審査	第 2 節 審査
(一括議題)	(一括議題)
第 96 条 委員長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用い <u>ないで会議にはか</u> つて決める。	第 96 条 委員長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用い <u>ないで会議に諮</u> つて決める。
(先決動議の表決順序)	(先決動議の表決順序)
第 99 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用い <u>ないで会議にはか</u> つ	第 99 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用い <u>ないで会議に諮</u> つ

て決める。	て決める。
(動議の撤回)	(動議の撤回)
第 100 条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。	第 100 条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。
第 4 節 発言	第 4 節 発言
(発言の許可)	(発言の許可)
第 114 条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。	第 114 条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。
(発言内容の制限)	(発言内容の制限)
第 116 条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。	第 116 条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。
2 (略)	2 (略)
(委員外議員の発言)	(委員外議員の発言)
第 117 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。	第 117 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員という」。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。
2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があつたときは、その許否を決める。	2 委員会は、委員外議員から発言の申出があつたときは、その許否を決める。
(発言時間の制限)	(発言時間の制限)
第 119 条 (略)	第 119 条 (略)
2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかって決める。	2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(質疑又は討論の終結)	(質疑又は討論の終結)
第 122 条 (略)	第 122 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に <u>はか</u> って決める。	3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に <u>諮</u> って決める。
(答弁書の朗読)	(答弁書の配付)
第 125 条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、 <u>職員</u> をして朗読させることができる。	第 125 条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、 <u>その写しを委員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配付に代えることができる。</u>
第 5 節 委員長及び副委員長の互選	第 5 節 委員長及び副委員長の互選
(互選の方法)	(互選の方法)
第 126 条 (略)	第 126 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 (略)	4 (略)
5 (略)	5 (略)
6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に <u>はか</u> り委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。	6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に <u>諮</u> り委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。
第 6 節 表決	第 6 節 表決
(表決問題の宣告)	(表決問題の宣告)
第 128 条 委員長は、表決を <u>と</u> ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。	第 128 条 委員長は、表決を <u>採</u> ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。
(起立又は挙手による表決)	(起立又は挙手による表決)
第 131 条 委員長が表決を <u>と</u> ろうとするときは、問題を可とする	第 131 条 委員長が表決を <u>採</u> ろうとするときは、問題を可とす

者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。	る者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。
2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を <u>とらなければならない</u> 。	2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を <u>採らなければならない</u> 。
(投票による表決)	(投票による表決)
第 132 条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を <u>とる</u> 。	第 132 条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を <u>採る</u> 。
2 (略)	2 (略)
(選挙規定の準用)	(選挙規定の準用)
第 135 条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第 28 条 <u>(投票用紙の配付及び投票箱の点検)</u> 、第 29 条 <u>(投票)</u> 、第 30 条 <u>(投票の終了)</u> 、第 31 条 <u>(開票及び投票の効力)</u> 及び第 32 条 <u>(選挙結果の報告)</u> 第 1 項の規定を準用する。	第 135 条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第 28 条 <u>((投票用紙の配付及び投票箱の点検))</u> 、第 29 条 <u>((投票))</u> 、第 30 条 <u>((投票の終了))</u> 、第 31 条 <u>((開票及び投票の効力))</u> 及び第 32 条 <u>((選挙結果の報告))</u> 第 1 項の規定を準用する。
(簡易表決)	(簡易表決)
第 137 条 委員長は、問題について異議の有無を会議に <u>はか</u> ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を <u>とらなければならない</u> 。	第 137 条 委員長は、問題について異議の有無を会議に <u>諮</u> ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を <u>採らなければならない</u> 。
(表決の順序)	(表決の順序)
第 138 条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を <u>とる</u> 。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いな	第 138 条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を <u>採る</u> 。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いな

いで会議には <u>か</u> って決める。	いで会議に <u>諮</u> って決める。
2 修正案が <u>すべて</u> 否決されたときは、原案について表決を <u>と</u> る。	2 修正案が <u>全て</u> 否決されたときは、原案について表決を <u>採</u> る。
第3章 請願	第3章 請願
(請願書の記載事項等)	(請願書の記載事項等)
第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、 <u>請願者</u> の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。	第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日 <u>並びに請願者</u> の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。
2 <u>      </u> 請願を <u>紹介</u> する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。	2 <u>前項の請願</u> を <u>紹介</u> する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。
3 (略)	3 (略)
4 請願者が請願書(会議の議題になったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の <u>承認</u> を得なければならない。	4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の <u>許可</u> を得なければならない。
(新設)	<u>5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u>
(請願の委員会付託)	(請願の委員会付託)
第141条 議長は、請願文書表の配付とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。 <u>ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</u>	第141条 議長は、請願文書表の配付とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。 <u>ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u>
2 前項の規定にかかわらず、 <u>議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u>	2 <u>委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u>

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。	3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。
(請願の審査報告)	(請願の審査報告)
第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。	第143条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により__ (削除) __、議長に報告しなければならない。
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
(新設)	2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。
2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。	3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。
(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)	(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)
第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにしたものについては__これを請求しなければならない。	第144条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにしたものについては、これを請求しなければならない。
(陳情書の処理)	(陳情書の処理)
第145条 議長は、陳情書又はこれに類するものは、議員に参考送付する。ただし、議長が必要と認めるものは、請願書の例により処理することができる。	第145条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。
第4章 辞職及び資格の決定	第4章 辞職及び資格の決定
(議長及び副議長の辞職)	(議長及び副議長の辞職)
第146条 (略)	第146条 (略)
2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議には <u>か</u>	2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に <u>諮</u>

ってその許否を決定する。	てその許否を決定する。
3 (略)	3 (略)
(資格決定の審査)	(資格決定の審査)
第 149 条 前条の要求については、議会は、第 37 条 <u>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</u> 第 2 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。	第 149 条 前条の要求については、議会は、第 37 条 <u>((議案等の説明、質疑及び委員会付託))</u> 第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。
(決定書の交付)	(決定の通知)
第 150 条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2 の規定に該当するかどうかについての法第 127 条第 1 項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。	第 150 条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。
第 5 章 規律	第 5 章 規律
(携帯品)	(携帯品)
第 152 条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外套、襟巻、杖、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。	第 152 条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。
(資料等印刷物の配付許可)	(資料等 <u>(削除)</u> の配付許可)
第 157 条 議場又は委員会の会議室において、 <u>資料、新聞紙、文書等の印刷物</u> を配付するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。	第 157 条 議場又は委員会の会議室において、 <u>資料等</u> を配付するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。
(議長の秩序保持権)	(議長の秩序保持権)
第 159 条 <u>すべて</u> 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議にはかかって定める。	第 159 条 <u>全て</u> 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に <u>諮</u> って定める。

第 6 章 懲罰	第 6 章 懲罰
(懲罰動議の提出)	(懲罰動議の提出)
第 160 条 (略)	第 160 条 (略)
2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし、第 49 条 <u>(秘密の保持)</u> 第 2 項又は第 113 条 <u>(秘密の保持)</u> 第 2 項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。	2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし、第 49 条 <u>((秘密の保持))</u> 第 2 項又は第 113 条 <u>((秘密の保持))</u> 第 2 項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。
(懲罰動議の調査)	(懲罰動議の審査)
第 161 条 懲罰については、議会は、第 37 条 <u>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</u> 第 2 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。	第 161 条 懲罰については、議会は、第 37 条 <u>((議案等の説明、質疑及び委員会付託))</u> 第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。
(新設)	<u>(代理弁明)</u>
(新設)	<u>第 161 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</u>
第 9 章 補則	第 9 章 補則
(新設)	<u>(電子情報処理組織による通知等)</u>
(新設)	<u>第 167 条の 2 議会又は議長若しくは委員長 (以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。) に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物 (次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。) により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織 (議会等</u>

	<p><u>の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p>
	<p><u>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u></p>
	<p><u>3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u></p>
	<p><u>4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（（日程の作成及び配付））、第66条（（答弁書の配付））、第86条（（会議録の配付））、第125条（（答弁書の配付））、第140条（（請願文書表の作成及び配付））第1項及び第141条（（請願の委員会付託））第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で</u></p>

	<p>作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。</p>
	<p>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</p>
	<p>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第</p>

	<u>6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u>
(新設)	<u>(電磁的記録による作成等)</u>
(新設)	<u>第167条の3 この規則の規定(第28条((投票用紙の配付及び投票箱の点検))第1項(第74条((選挙規定の準用))において準用される場合を含む。))を除く。))において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</u>
	<u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u>
(会議規則の疑義に対する措置)	(会議規則の疑義に対する措置)
第168条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、 <u>会議にはか</u> って決定する。	第168条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、 <u>会議に諮</u> って決定する。